⑷　山村地域の活力創造への寄与

（実施の目標）

山村の豊富な森林資源を活用し、林業の成長産業化ひいては山村地域の活力創造へ寄与する。

（目指す主な成果）

＜森林資源を活用した地域づくりの推進＞

全国158の流域（森林計画区）の資源量に応じつつ、森林資源を積極的に利用している流域を、現状の58流域から80流域に増加させる。

2　事業分野別の取組及び事業量

⑴　森林整備事業

立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、多様な森林の整備を効果的かつ効率的に推進する。

（発揮を期待する機能に応じた多様な森林づくり）

水源の涵養、山地災害防止／土壌保全、生物多様性保全等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向け、多様な森林づくりを推進する。

（適切な森林施業の基盤となる路網の整備）

路網については、自然条件や作業システムに応じて林道と森林作業道等の適切な組合せによる整備を推進するとともに、計画的な森林施業の実施に合わせた整備を推進する。

（山村地域の活力創造への寄与）

森林の総合的利用の推進等においても重要な役割を果たしている林道の開設等を進めるほか、居住地周辺の森林整備等を推進し、山村の就業機会の増大や生活環境の整備等の定住条件整備を図る。

＜主な事業量＞

・約120万haの水源涵養機能維持増進森林等において、森林の健全性確保に必要な間伐、針広混交林等の育成複層林への誘導等を行うほか、森林施業に不可欠な路網の整備を実施する。

⑵　治山事業

（安全で安心して暮らせる国土づくり）

豪雨、地震等による山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめるため、治山施設の設置と機能が低下した森林の整備等を推進する。

また、荒廃した森林等の再生や保全を通じ、森林の有する防災機能に加えて生活環境保全機能の発揮を図る。

特に、海岸防災林については、災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

（豊かな水を育む森林づくり）

ダム上流等の重要な水源地や集落の水源となっている保安林において、荒廃地や荒廃森林の再生のために必要な施設の設置と森林の整備を総合的に推進する。

＜主な事業量＞

・集落、市街地、重要なライフライン等に近接する地域において、山地災害を防止するための森林の保全対策を約1,500地域で実施する。

・ダム上流等の重要な水源地を対象に荒廃した森林の再生等を約1,100地域で実施する。

第3　事業実施に当たっての留意事項

本計画に基づき施策を実施するに当たっては、事業の効果的かつ効率的な実施に向けて以下の項目を踏まえるものとする。

1　施策連携の強化等

⑴　事業間の適切な役割分担

森林整備保全事業の実施に当たっては、「森林整備事業」と「治山事業」との適切な役割分担の下、効果的かつ効率的に事業を展開し、森林の有する多面的機能が総合的に発揮されるよう努める。

⑵　国土強靱化に向けたソフト施策との連携等

国土強靱化に向け、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や、地域における災害に対する監視・観測体制や避難体制の整備等のソフト対策と連携した取組を通じ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災に向けた総合的かつ効果的な治山対策を推進する。

⑶　事業の効果的な実施

森林の有する多面的機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心の向上のため、森林環境教育の推進、関係制度や関係事業の広報等に努める。また、森林施業集約化の推進、新たな木材需要創出等の施策や、特に成長に優れた苗木等の安定供給体制整備等の取組と連携するほか、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣害対策を徹底した上で、森林の整備及び保全を推進する。

⑷　他の公共事業計画との連携

社会資本整備重点計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携を推進し、効果的かつ効率的に森林の整備及び保全を進める。

2　生物多様性の保全への配慮

生物多様性保全の観点から、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、複層林化や長伐期化等による多様で健全な森林への誘導を図る。

特に属地的に生物多様性の保全が求められる渓畔林や海岸防災林等における事業実施に当たっては、その特性を踏まえ、生物多様性の保全と国土の保全等との両立を目指し、必要な対策を講じるよう努める。

3　山村地域の活力創造への寄与

⑴　森林資源の有効活用

森林の整備及び保全を適切に推進することにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮しつつ、山村の豊富な森林資源を有効に活用することを通じて、林業の成長産業化へ寄与する。

特に、事業の実施に当たり可能な限り間伐材等の地域材の利用を推進する。

⑵　地域の特性に応じた事業の実施

国、地方公共団体等それぞれの適切な役割分担の下に、地方の自主性を尊重しつつ、これらの連携による効果的な整備を推進する。

⑶　多様な主体の参加の促進

全国森林計画等の策定等を通じて、事業の構想段階から関係者の意見を反映させる。

また、多様な主体の参画による森林の整備及び保全活動が増加してきていることから、活動フィールドの情報提供等のソフト施策とも連携しつつ、これらの自発的な取組による森林の整備及び保全を推進する。

4　長寿命化対策の推進

森林の有する多面的機能の発揮を効果的・効率的に確保する観点から、治山施設や林道等について、計画的な維持管理・更新等を図る長寿命化対策を推進する。

5　入札及び契約の公正性・透明性の確保並びに品質の確保

入札及び契約の手続における公正性・透明性を確保するとともに、公共工事等の品質の確保を推進する。

6　事業評価の厳格な実施と透明性の確保

事業実施の効率性向上の観点から、費用対効果分析その他の手法により政策効果を適切に把握し評価する事業評価を厳格に実施する。

また、事業の各段階において積極的な情報公開に努め、一層の透明性を確保する。

7　工期管理とコスト縮減

適切に事業の成果を挙げるため、事業工期の徹底した管理を行うことにより、事業別に設定する限度工期内での事業の完了を図る。

また、国が実施する林野公共事業については、コストと品質の両面を重視する取組を進め、総合的なコスト構造の改善を推進するとともに、地方公共団体等に対しても、コスト構造の改善施策に取り組むよう要請する。

訃　報

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、夏期一時金の要求に関して、平成26年6月20日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び鳥取県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年6月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

新潟県　株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社